

複写厳禁

知環許可第15号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 刈谷市大正町6丁目203番地
氏名 ヒラテ産業有限公司
代表取締役 平手 藤章

令和2年3月6日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第15条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和2年4月1日

知立市長 林 郁 夫



許可業	一般廃棄物収集運搬業
作業区域	知立市内全域
許可期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。 (2) 知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、規則、その他、市の指示に従うこと。 (3) 法律等が改正された場合、若しくは、市長が必要と認めたときは許可を取り消し、条件を変更し、又は、別に指示することがある。

様式第7(その1)(第8条関係)